

レントサービスHGこち 指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具]販売事業 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具]販売事業について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに、指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例」（平成30年寝屋川市条例第55号）の規定に基づき、指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具]販売契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具]販売事業を提供する事業者について

事業者名称	ヒットガード株式会社
代表者氏名	代表者 小泉 剛
本社所在地 (連絡先)	大阪府寝屋川市寿町48-11 イズミビル2F 電話 072-803-6023
法人設立年月日	平成 21年3月24日

2. 利用者に対しての事業サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	レントサービスHGこち
介護保険指定 事業所番号	大阪府指定 2770305908
事業所所在地	大阪府寝屋川市寿町48-11 イズミビル2F
連絡先 相談担当者名	電話 072-803-6023 FAX 072-803-6065 管理者 兼 福祉用具専門相談員
事業所の通常の 事業の実施地域	寝屋川市、門真市、守口市、枚方市、四条畷市、吹田市、豊中市、摂津市、茨木市、大東市、 大阪市全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所において実施する指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具]販売事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（要支援状態）の利用者に対し、適切な指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具]販売を提供することを目的とする。
運営の方針	①利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の選定の援助・取り付け・調整等を行い、その販売サービスの提供により利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。 ②利用者の要介護状態(要支援状態)の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 ④利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者等、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 ⑤豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第69号）及び「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」（平成25年豊中市規則第10号）、「豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年豊中

	市条例第73号)及び「豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」平成25年豊中市規則第14号)に定める内容を遵守するものとする。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 但し国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時30分までとする。

(4) 事業所の人員体制

職 種	職 務 内 容	人員数
管 理 者	①従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ②従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名 (福祉用具 専門相談員 兼務)
福祉用具専門相談員	①利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じます。 ②目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ます。 ③特定福祉用具販売計画〔特定介護予防福祉用具販売計画〕(福祉用具貸与〔介護予防福祉用具貸与〕の利用があるときは、福祉用具貸与計画〔介護予防福祉用具貸与計画〕と一体のものとして作成する。)の作成・変更を行います。 ④販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。 ⑤利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。 ⑥居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売の必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとします。	常勤 2名 (うち1名 管理者兼務)

3. 提供するサービスの内容と費用について

(1) 事業所において取扱う指定特定福祉用具〔指定特定介護予防福祉用具〕の種目は次の通りです。

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 腰掛便座 | 4. 簡易浴槽 |
| 2. 自動排泄処理装置の交換可能部品 | 5. 移動用リフトのつり具の部分 |
| 3. 入浴補助用具 | |

(2) 特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用されるよう専門的知識に基づき特定福祉用具販売計画〔特定介護予防福祉用具販売計画〕を作成した上で利用に関する内容を決定します。

(3) 指定特定福祉用具販売の種目の品名及び販売費用については、別添の福祉用具総合カタログの通りです。

※ 販売費用は全額をいったんお支払いいただきますが、保険給付の際に必要な事項を記載した申請書類等をお渡しますので、お住まいの市町村に利用者負担額を除く居宅介護福祉用具購入費の支給申請を行ってください。(償還払い方式)

代理受領方式や給付券取扱方式が可能な市町村にあっては、それに基づいて販売サービスの提供を行いません。

(4) その他の費用について

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合においても、要する交通費は徴収いたしません。
-------	---

特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合（階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど）は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する実費を請求致します。なお、通常の搬出入による場合は、費用請求はいたしません。
--------	---

(5) 販売費用、その他の費用の請求及び支払い方法について

販売費用、その他の費用の請求方法等	①販売費用及びその他の費用の額の合計金額により請求いたします。 ②請求書は、利用明細を添えて、利用者あてお届け（郵送）します。
販売費用、その他の費用の支払い方法等	①販売した福祉用具と請求書の内容を照合のうえ、請求月の翌月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア) 現金支払い (イ) 事業者指定口座への振り込み ②お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 なお、代理受領方式の場合に、市町村への手続事情で一時期間領収書をお預かりすることになります。

※ 販売費用及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

4. 指定特定福祉用具販売サービス内容の見積もりについて

◎ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 福祉用具専門相談員 氏名 _____ (連絡先) 電話 072-803-6023

(2) 販売予定の指定特定福祉用具の種目および販売費用等

種 目	品 名	数量	介護保険適用の有無	販売費用 円(税込)
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
販 売 費 用 合 計 額				

(3) その他の費用

交通費の有無	有・無	金 額
特別搬出入費の有無	有・無	金 額

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

5. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新申請等の援助を行うものとします。

(3) 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
 - ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
 - ⑦ 利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (4) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者 管理者
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7. 秘密保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	①利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業所及び事業所の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、同様です。 ②利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8. 緊急時の対応について

- (1) 対応方法：サービス提供中に、利用者により病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 緊急連絡先：

主治医	_____	所属医療機関	_____	TEL	_____
ケアマネジャー	_____	所属事業所	_____	TEL	_____
介護者	_____	続柄	_____	TEL	_____
福祉用具専門相談員	_____	所属事業所	ヒットガード株式会社	TEL	072-803-6023
			レントサービスHGここち		

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保 険 名	賠償責任保険
保障の概要	福祉用具販売サービスに係わる補償

但し、以下のような損害は賠償されません。

- ① 契約者が、利用者の疾患・心身状態・福祉用具の設置・使用環境等販売商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行った場合。
- ② 利用者の急激な体調の変化等、福祉用具販売サービスを原因としない場合。
- ③ 契約者、利用者もしくは介護者等が、事業者及びサービス従事者の指示・説明に反して行った行為に起因する場合。
- ④ 事業者の承諾を得ない販売商品の仕様変更・加工・改造等に起因する場合。

10. 身体的拘束等の原則禁止

1. 事業所は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
2. 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することと致します。

11. 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12. サービス提供の記録

- ① 指定特定福祉用具販売の実施ごとに、その販売日、種目及び品名、販売費用等についての記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13. 衛生管理等

従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることと致します。

14. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び窓口

- ① 提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

常設窓口：電 話 072-803-6023 FAX 072-803-6065

相談担当者：管理者 濱田 潤

② 公的苦情申立の窓口

【市町村の窓口】 寝屋川市健康福祉部 高齢介護室	所在地	寝屋川市池田西町24番5号
	電話番号	072-824-1181
	FAX 番号	072-838-0102
	受付時間	午前 9時00分～ 午後 5時30分（月～金曜日）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地	大阪市中央区常盤町1-3-8
	電話番号	06-6949-5418
	受付時間	午前 9時00分 ～ 午後 5時00分（月～金曜日）

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための手順

- ① 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事柄の確認を行います。
- ② 特にサービス従事者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、従事者側の事実関係の特定を慎重に行います。

- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。
- ④ 処理記録台帳を作成保管し再発防止とその後の迅速対応に役立てます。
- ⑤ 利用者からサービス提供記録の開示を求められた場合には、それに応じます。

15. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年豊中市条例第69号）及び「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」（平成25年豊中市規則第10号）、「豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年豊中市条例第73号）及び「豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」（平成25年豊中市規則第14号）の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

説明者	事業者	ヒットガード 株式会社 代表取締役 小泉 剛	印
	所在地	大阪府寝屋川市寿町 48-11 イズミビル 2 F	
	事業所	レントサービスHGここち 管理者 濱田 潤	印
	所在地	大阪府寝屋川市寿町 48-11 イズミビル 2 F	
	説明担当者		印

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

上記署名は、(氏名) _____ (続柄) _____ が代行しました。

代理人	住所	
	氏名	印